平成２３年（フ）第１０６０７号
東京都板橋区赤塚４丁目９－２－101
債務者　森澤　すい（旧姓薗部）
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６１５号
東京都東久留米市中央町３丁目21－52
債務者　萩原　　徹
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６１６号
東京都品川区上大崎３丁目10－21
債務者　荒木加寿馬
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６２１号
神奈川県大和市代官１丁目６－６
債務者　見越　麻美
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６２４号
東京都府中市住吉町２丁目30－73－605
債務者　皆川千穂子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６２６号
東京都練馬区氷川台３丁目５－９
債務者　高橋真砂子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６３５号
東京都西東京市ひばりが丘北１丁目３－２－101
債務者　片倉　　正
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６４３号
東京都板橋区高島平９丁目１－５－1228
債務者　永吉　早苗
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６４７号
東京都羽村市富士見平１丁目３－７－102
債務者　谷口　喜徳
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６４８号
東京都荒川区東日暮里５丁目32－７－402
債務者　奥泉　潤一
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６５８号
東京都世田谷区若林３丁目16－22－203
債務者　市來美佐代
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６５９号
神奈川県川崎市中原区下小田中１丁目10－15－201
債務者　高味　幸男
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６６３号
東京都大田区仲六郷２丁目27－７－303
債務者　三浦　敬夫
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６６４号
東京都世田谷区中町１丁目16－29－207
債務者　吉田　　愛
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６６５号
東京都町田市森野４丁目３－７
債務者　吉田　智明
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６６８号
埼玉県さいたま市西区大字西遊馬2007－10
西遊馬ハイツＢ－101
債務者　井伊　雅克
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部